

川崎町（庁舎及びコミュニティセンター）地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入推進事業 委託プロポーザル実施要領

1. 対象業務の概要

（1）業務名

川崎町（庁舎及びコミュニティセンター）地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入推進事業委託

（2）目的

近年の気象環境の変化や災害発生状況を受け、地球環境やエネルギー活用について住民の意識が高まる中自然災害などのリスクへの対応の必要性が増しており、温室効果ガスの抑制意識の高まりや、地域全体での危機管理意識の共有が必要になるなど、本町を取り巻く環境が大きく変化している。

また、本町においては近年の気象環境の変化を起因とする大型台風や河川の氾濫等による県内近隣市町村における自然災害発生状況を受け、地球環境やエネルギー活用について住民の意識が高まる中、自然災害などのリスク対策の必要性が増しており、本町が避難場所に指定する川崎町コミュニティセンター、町立小中学校、町民会館等の強靱化を図る必要があり、また、川崎町庁舎は災害対策本部を設置する重要施設でもあり、施設強靱化が急務である。

こうしたことから、本町では環境省が令和4年度に実施予定の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（1号事業）」補助事業（以下「地域レジリエンス補助事業」という。）を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を設置し、その効果を調査・分析・検証していくものである。

（3）実施条件

本業務に関する公募型プロポーザルは解除条件付きの募集であり、以下の場合、本件は提案を募集したことに留まり、事業化されないものとする。

- ・ 本町による「地域レジリエンス補助事業」への申請が不採択の場合
- ・ 当該契約について議会から否決された場合

（4）業務の内容

別記1 「川崎町（庁舎及びコミュニティセンター）地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入推進事業委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約相手方となる事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

（5）対象施設

川崎町庁舎及びコミュニティセンター

（6）履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで（ただし、「地域レジリエンス補助事業」に係る範囲については、令和5年1月31日まで。）

(7) 契約

仮契約については、「地域レジリエンス補助事業」の交付申請の決定通知後に締結し、本契約については本町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(条例第112号)の議決を得て、締結するものとする。

(8) 提案上限額

779, 020, 000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(9) 提案の種別

本業務は「地域レジリエンス補助事業」補助金の採択に向け、当該補助金の申請範囲においては、災害時の機能発揮及び平時の温室効果ガス排出抑制の両立が可能となる提案を行うこと。

2. プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、庁舎の主要な設備機器の更新に加え、国の補助事業である「地域レジリエンス補助事業」を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上にも寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する。

上記要件を達成するためには、再生可能エネルギーに係る技術能力、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者及び省エネルギー機器に係る技術能力、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者からの提案を広く公募する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

3. 参加資格

(1) 応募者の資格要件

- ① 応募者は、グループ構成とし、代表者とすべての構成員は日本国内の企業であること。
- ② 応募者は、川崎町との協議、調整に十分な能力を有し、本業務を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 応募者は、参加表明時に全構成員を明らかにして、各々の役割分担を明確にすること。
- ④ グループの代表者は、川崎町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑤ グループの代表者もしくは構成員に、過去3年間(平成31年4月1日以降)以内に、国が実施した省エネルギー関連補助事業の契約実績を有するものがあること。
- ⑥ グループの代表者もしくは構成員に、電気工事業及び管工事業について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者がいること。
- ⑦ グループの代表者もしくは構成員に、一級建築士、建築設備士の資格を持つ者がいること。
- ⑧ グループの構成員には、本事業で導入を予定している主要機器(照明、空調、太陽光等)のメーカーが1社以上含まれていること。
- ⑨ グループの代表者及び構成員の各担当者については、常勤雇用であること。
- ⑩ 1グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者及び構成員となることが出来ない。

(2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 国、福岡県及び川崎町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱による指名停止を受けている者。
- ④ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる場合。

4. 全体スケジュール内容

	日 程
公募開始（ホームページ掲載）	令和 4 年 4 月 1 3 日（水）
参加表明受付	令和 4 年 4 月 1 3 日（水） から 令和 4 年 4 月 2 2 日（金） まで
参加表明に関する質問受付期限	令和 4 年 4 月 2 0 日（水）
参加表明に関する質問回答期限	令和 4 年 4 月 2 1 日（木）
参加資格確認通知書	令和 4 年 4 月 2 7 日（水）
提案書に関する質問受付期限	令和 4 年 5 月 1 1 日（水）
提案書に関する質問回答期限	令和 4 年 5 月 1 2 日（木）
提案書提出期限	令和 4 年 5 月 1 3 日（金）
プレゼンテーションによる審査	令和 4 年 5 月 1 8 日（水）（予定）
最優秀提案者及び優秀提案者の選定	令和 4 年 5 月 2 0 日（金）（予定）
契約締結日	（仮契約） 令和 4 年 7 月 予定（補助金交付決定通知後） （本契約） 令和 4 年 臨時議会又は 9 月 議会議決後。

5. プロポーザルの公募及び実施要領等の配布

本プロポーザルの公募を以下のとおり行い、併せて実施要領等の配布を行う。

(1) 配布日時

令和 4 年 4 月 1 3 日（水） から 令和 4 年 4 月 2 2 日（金）

(2) 配布場所

川崎町ホームページに掲載。

6. 参加表明書及び資格確認書類の提出

事業者は本プロポーザルの参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出のこと。

(1) 受付期間

令和4年4月13日(水) から 令和4年4月22日(金)まで (必着)
受付時間：午前8時30分から午後5時まで (土曜、日曜、祝日は除く。)

(2) 提出方法

持参とする。

(3) 提出先

事務局 : 川崎町 防災管財課 管財契約係 (担当：小見)
住所 : 〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2
TEL : 0947-72-3000 (内線) 235
メール : bousai-kanzai@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

(4) 提出書類

次の書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 サイズにまとめたものを提出すること。提出書類を綴じたものを1部提出のこと。

《参加表明作成要領》

- ① 参加表明書(様式第1号)
代表者が作成すること。
- ② グループ構成表(様式第2号)
応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ③ 企業概要等
ア. 企業概要(様式第3号-1)
イ. 各役割の責任者業務実績表(様式第3号-2)
ウ. 事業実績一覧表(様式第3号-3)
- ④ 誓約書(様式第4号)

(5) 参加者資格確認結果、提案要請書の通知

令和4年4月27日(水)に参加資格の確認結果を電子メールにて送信する。

7. 質問書の提出及び回答

参加表明書及び提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けるものとする。
なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

提出書類「質問書(様式第5号)」に記載の上、提出のこと。

(2) 提出期間

令和4年4月13日(火)から4月20日(水)午後5時まで。

但し、提案書に対する質問については、令和4年5月11日(水)まで

(3) 提出方法

電子メール(表題に「プロポーザル質問書」と明記のこと。)

※送信後に電話にて着信確認を行うこと。

(4) 提出先

事務局(前記6(3)に同じ)

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年4月21日(木)までに参加表明者に記載された担当者の電子メールに回答する。提案書に対する回答は、令和4年5月12日(木)までに同様に電子メールにて回答する。

8. 参考資料の閲覧

- ① 参考資料の閲覧については、公募開始日から提案書提出期限の前日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前8時30分から午後5時までとする。
- ② 参考資料の閲覧を希望する際は、事前手続きとして調査日時、責任者名、連絡先を事前に担当事務局へ書面又は電子メールにて申請するものとする。なお、本町にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。
- ③ 参考資料の閲覧にあたっては、閲覧する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本町の求めに応じてこれを提示すること。
- ④ 閲覧に供する参考資料の貸し出しは、事務局に電子メールにて参考図書提供申込書(様式第8号)を添えて申し出ること。

9. 現地調査

- ① 現地調査については、公募開始日から提案書提出期限の前日までの土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- ② 現地調査を希望する際は、事前手続きとして調査日時、責任者名、連絡先を事前に担当事務局へ書面又は電子メールにて申請するものとする。なお、本町にてスケジュール調整を行うのでこれに従うこと。
- ③ 現地調査にあたっては、調査する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本町の求めに応じてこれを提示すること。

10. 提案書の提出

参加資格確認結果通知書を交付された事業者は、本プロポーザルの提案書を川崎町へ提出のこと。

(1) 受付期間

令和4年5月13日(金)まで(必着)(土曜、日曜、祝日は除く。)

受付時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、正午から午後1時は除く。

(2) 提出方法

持参とする。

(3) 提出先

事務局(前記6(3)に同じ)

(4) 提案書の提出書類

事業者は本プロポーザルの提案書を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4ファイルに綴じたものを提出すること。

- ① 提案書(様式第6号)は応募者1者につき1案とし、グループの場合は代表企業が提出すること。
- ② 書類については、原則A4判の用紙とする。なお、必要に応じてA3判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。文字サイズは10ポイント以上とする。
- ③ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意のこと。
- ④ 提出部数は1部とするが、要約版を別途指示する必要部数を提出すること。なお、企画提案書をPDF形式等で保存した電子媒体(CD-R又はDVD-Rとし、USBメモリは不可。)1枚を併せて提出のこと。

1.1. 提案書に係る記載事項等

提案書の記載については別記2「提案書作成要領」に記載された要件を満たす内容とすること。

1.2. 選定方法

「川崎町(庁舎及びコミュニティセンター)地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入推進事業プロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」という。)による1次審査(書類審査)及び2次審査(プレゼンテーション)を行う。

提案書の提出を受けた後に2次審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。評価の詳細・審査の経緯及びその内容は公開しない。

(1) 2次審査日程

内容： プレゼンテーション

期日： 令和4年5月18日(水)(予定) ※応募者数により時間割を行い改めて連絡をする。

提案時間： 説明30分以内、質疑20分程度

参加人数： 5名まで

- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とする。
- ・ プレゼンテーションは、グループ構成表(様式第2号)記載の代表企業が実施するものとする。

る。

- ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコン及びプロジェクターは事業者が持参のこと。(スクリーンは町にて用意する)。
- ・提出された提案書をもとに、プレゼンテーション用資料を再構成することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。
- ・指定した時間に遅延した場合は失格とする。ただし、本町が認める場合はこの限りではない。

(2) 結果通知

審査結果は、令和4年5月20日(金)(予定)までに、参加者全員にその結果を書面にて通知するとともに川崎町ホームページで公表する。

(3) 審査基準

審査における主な評価項目については、「別記2 提案書作成要領 2. 作成方法について (2) 記載内容と留意事項等」のとおりとする。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- ③ 提出書類及び提出の方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- ⑥ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦ プレゼンテーションに欠席した場合

1 4. その他留意事項

- ① 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することは出来ないものとする。
- ② 本実施要項に基づき事業者が提出する書類の著作権は、事業者に属する。ただし、町が事業者の承諾を得た場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ③ 町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- ④ 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届(様式第7号)」を提出のこと。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- ⑤ 提出された書類については、原則として提出期限以降の差し換え、訂正及び再提出は認めないものとし、また、返却しないものとする。ただし、必要に応じて本町から追加資料を求めるこ

とがある。

- ⑥ 本プロポーザルにおいて、町の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者及び優秀提案者の選定は行わないものとする。また、応募者が1 者の場合であっても、町の要求を満たす提案であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- ⑦ 町は最優秀提案者と契約に向けて協議する。なお、最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、優秀提案者と契約に向けた協議をすることができるものとする。
- ⑧ 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- ⑨ 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者として選定されなかった者は、書面によりその理由について、通知の日から令和4年5月26日（木）までに説明を求めることができる。
- ⑩ 本プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語（商標、固有名詞、単位は除く）、通貨は「円」とする。
- ⑪ この実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び川崎町条例規則等の定めるところによるものとする。